

令和4年度



鎌倉市 高齢者肺炎球菌(23価)予防接種の ご案内

高齢者肺炎球菌予防接種は義務ではなく、ご本人の希望により受ける予防接種です。予防接種の効果や副反応について理解し、納得してから受けるようにしましょう。また、異なるワクチンとの接種間隔にご注意ください。

【実施期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

【対象者】

鎌倉市民で次のいずれかに該当する方が対象です。ただし、過去に「23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン」を接種したことがある方は対象外です。

ア 次表の生年月日に該当する方（令和4年度対象者）

対象年齢	対象生年月日
65歳	昭和32（1957）年4月2日～昭和33（1958）年4月1日生まれ
70歳	昭和27（1952）年4月2日～昭和28（1953）年4月1日生まれ
75歳	昭和22（1947）年4月2日～昭和23（1948）年4月1日生まれ
80歳	昭和17（1942）年4月2日～昭和18（1943）年4月1日生まれ
85歳	昭和12（1937）年4月2日～昭和13（1938）年4月1日生まれ
90歳	昭和7（1932）年4月2日～昭和8（1933）年4月1日生まれ
95歳	昭和2（1927）年4月2日～昭和3（1928）年4月1日生まれ
100歳	大正11（1922）年4月2日～大正12（1923）年4月1日生まれ

※ 市が令和4年4月におしらせはがき（ピンク色）を送付しています。

イ 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級を持っている方

※ 障害者手帳の写しの提出が必要です。

ウ 平成29年度から令和3年度の対象者で、長期にわたり療養を必要とする疾病（法令で定めるものに限る）にかかったこと等により対象年度を過ぎた方で、特別な事情がなくなった日から1年以内の方

※ 医療機関発行の理由書の提出が必要です。

【自己負担金】

3,000円

【自己負担金の免除について】

「同一世帯の家族全員が市民税非課税の方」「生活保護受給中の方」「東日本大震災被災者の方」は、接種時に接種券を鎌倉市指定の医療機関に提出すると、自己負担金が免除されます。

接種を受ける前に市民健康課へ交付申請をしてください。申請をせずに接種を受けた場合、費用の還付は行いません。

申請方法は【接種券の交付申請について】のとおりです。

【接種券の交付申請について】

対象者のうち、次のいずれかに該当する場合は、接種する10日前までに市民健康課へ接種券の交付申請をしてください。

- ア 市民税非課税世帯、生活保護受給者、東日本大震災被災者
- イ おしらせはがきが届かなかった方または紛失した方
- ウ 【対象者】のイまたはウに該当する方

【予防接種の受け方】

鎌倉市指定の医療機関に予約をし、

- ① おしらせはがき（ピンク色）
- ② 健康保険証等（住所・生年月日を確認できるもの）
- ③ 自己負担金（3,000円）または接種券（ピンク色）

を持って受けてください。

【鎌倉市指定の医療機関】

市民健康課や各支所の窓口にある一覧表または市のホームページでご確認ください。

やむを得ない事情により、鎌倉市指定医療機関で受けられない場合は、事前に「予防接種実施依頼書」の交付申請が必要です。

接種希望日14日前までに市民健康課へお申し出ください。健康被害が生じた場合の補償と、費用の一部補助を受けることができます。

なお、交付を受けずに接種した場合は、全額自己負担です。

【肺炎球菌感染症とは】

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

【ワクチンの概要】

肺炎球菌には93種類の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン」は、そのうちの23種類の血清型に効果があります。

接種してから抗体（免疫）ができるまで、約3～4週間かかります。

【ワクチンの副反応】

予防接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等が報告されています。

【もしも、副反応が起こったら】

予防接種を受けた後、まれに副反応が起こることがあります。副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その後、市民健康課に連絡してください。

【予防接種を受けることができない人】

- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
 - ※ 急性の病気で薬を飲んでいる人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせることを原則です。
- (3) ワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある人
 - ※ アナフィラキシーとは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔がはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が息苦しいなどの症状が続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- (4) 被接種者本人の接種希望の意思が確認できない場合
- (5) その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態にあるという診断を受けた人

【接種を受ける前に医師と相談した方が良い人】

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患などの基礎疾患を有する人
- (2) 過去にけいれんの既往のある人
- (3) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (4) 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患を有する人
- (5) ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある人

【予防接種を受けた後の注意事項】

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 副反応の多くは、24時間以内に出現します。この間は特に体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすらないようにしましょう。
- (4) 予防接種を受けた後はいつもどおりの生活をしてかまいません。ただし、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (5) 副反応が起こった場合は、速やかに医師の診察を受けて、市民健康課にご連絡ください。

【健康被害救済制度について】

予防接種後、重い副反応が生じ、入院治療が必要であったり、障害が残るといった健康被害が生じた場合に、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく健康被害救済制度が適用されます。

申請が必要となった場合は、診察した医師と市民健康課へご相談ください。

（お問い合わせ）鎌倉市 健康福祉部 市民健康課

0467（61）3979（直通）



（市ホームページ）